

3日獣発第268号

令和4年1月7日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**令和3年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
第1回疫学調査チーム検討会の概要について**

このことについて、令和3年12月24日付け3消安第5084号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームで、今シーズン国内9例目までの高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果等について検討会を開催し、その概要について農林水産省のウェブサイトに掲載した旨、都道府県畜産主務部長あてに通知したことについて、周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601

3 消 安 5084 号
令和3年12月24日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

令和3年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第1回疫学調査
チーム検討会の概要について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了
知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いしま
す。

写

3 消安 5084 号
令和3年12月24日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

令和3年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第1回疫学調査
チーム検討会の概要について

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第16に基づき、感染経路の究明を行うため、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家で構成される「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム」を設置することとされています。今般、本調査チームにて、今シーズン国内9例目までの高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果等について議論するため検討会を開催し、その概要について農林水産省のウェブサイトに掲載しましたのでお知らせします。

これらを参考としていただき、引き続き発生予防に向けて、農場へのウイルス侵入防止対策の強化の再徹底について、地域協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリスト等の方法により、指導・助言を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

掲載先

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3_hpai_kokunai.html

令和3年度に発生した高病原性鳥インフルエンザにかかる

疫学調査チーム検討会の概要

令和3年11月10日から12月12日までに国内で確認された高病原性鳥インフルエンザ発生事例の1～9例目について、疫学調査の状況や今後の発生予防・まん延防止対策について検討を行った（疫学調査の詳細については7例目まで）。

I. 疫学調査の概要

令和3年11月10日から12月12日までに秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県及び青森県の計8県において発生した高病原性鳥インフルエンザ事例について、発生直後に実施した農場及びその周辺環境や、関係者からの聞き取りも含めた現地調査等に基づき、農場における衛生対策の実施状況や農場への侵入要因の検討を行った。

1. 発生の概要

(1) 発生農場

- ・発生農場は東北、関東、中国、九州と広く分散している。多くの農場で農場のすぐそば又は近隣に、カモ類等の野鳥が飛来するため池、川、水路等があり、この中には、現地調査の際に多くの野鳥が観察された池等もあった。また、山間部に位置する農場で発生が確認された事例もあった。
- ・国内1例目（秋田県）の農場では、衛生管理区域内に水場が確認された。
- ・野生動物が侵入可能と考えられる壁の隙間や破損、バーコンベア等の空隙が確認された事例があった。
- ・国内2、3例目（鹿児島県）は養鶏密集地域での発生であり、発生農場から100mほどの距離に他農場が所在していたが、感染拡大は確認されなかった。

(2) 分離ウイルスの特徴

- ・国内1例目（秋田県）及び国内3例目（鹿児島県）で分離されたウイルスはH5N8亜型、それ以外はH5N1亜型であることが確認されている。
- ・今後、国内外での家きんや野鳥から検出されたウイルスとの遺伝子レベルでの比較により、詳細な解析を進めていくことが必要とされた。

2. ウイルスの侵入経路

(1) 国内への侵入経路

渡り鳥などの野鳥による国内への具体的な侵入経路については、今後、野鳥や家きんから検出されたウイルスの特徴や渡り鳥の渡りの時期等の情報を整理・分析の上、検討を進めていくこととされた。

(2) 家きん舎への侵入経路

家きん舎への侵入経路については、一般的に人や資材などの動きのほか、野鳥やネズミなどの野生動物によることが考えられる。このため、侵入時期及び経路については死亡羽数の推移、環境サンプルからのウイルスの分離状況等を分析し、検討を進めていくことが重要とされた。

3. 今後の対応

引き続き、分離ウイルスの性状分析等の疫学調査を進めるとともに、環境省との連携により全国的に野鳥の鳥インフルエンザに関する情報収集（死亡野鳥、糞便等）を行い、生産者への早期の情報共有を進めることが重要とされた。

II. 高病原性鳥インフルエンザの発生予防・まん延防止対策の強化・徹底

今季の9例目まで本病の発生事例を踏まえ、飼養衛生管理の更なる徹底等による本病の発生予防・まん延防止対策の強化・徹底について検討を行った。

1. 飼養衛生管理の徹底

国内各地の野鳥等から本病ウイルスが複数例確認されていること、韓国では家きんで16件の発生が確認されるとともに野鳥でも15例の本病ウイルスが確認されていること(12月23日時点)、昨年度日本発生ウイルスと関連するウイルスが存在した欧州においても本年10月以降、継続的に家きん、野鳥において本病の発生が確認されていることから、我が国においても全国的に本病が発生するリスクが極めて高い状況が継続している。これまでの発生事例においては、農場周辺・農場内に野鳥の集まる可能性がある水場や河川等が多く確認されている他、山林に位置する農場でも発生事例があることから、各生産者が農場周囲・家きん舎のすぐ横にウイルスが迫っていることを再認識し、全従業員一人一人がウイルスを持ち込まない、持ち込ませないという強い決意を持って日々の飼養管理に当たることが重要である。

具体的には、

① 家きん舎内用の長靴への履き替え、手指消毒・手袋の交換

ウイルスが家きん舎周囲に存在している可能性を念頭に、家きん舎外で使用した履物にはウイルスが付着している可能性があることから、家きん舎への出入り時は必ず家きん舎内用長靴への履き替えを行う。その際、長靴を脱ぐ場所と履く場所の間をスノコ等で区切るなど、家きん舎外のウイルスが持ち込まれないよう交差汚染を防ぐ物理的な障害を置くと有効である。また、畜舎内外で使用した長靴は使用後に洗浄し有機物を除去した上で消毒することで、常にウイルスの汚染がないよう清潔にしておくことが重要である。

手指は畜舎外で様々な箇所に触れることから、ウイルスに汚染している可能性があることを念頭に、家きん舎への立入り時は手指を消毒する。その際、消毒液が有効に機能するよう有機物を除去するため手洗い後に消毒することが望ましいが、消毒スプレーを用いる場合、手指が接触した箇所にもウイルスが付着する可能性があることから、手指だけでなくスプレー本体など接触した全ての箇所を合わせて消毒することを心がける。なお、家きん舎用の手袋を使用する場合、軍手ではなくゴム手袋等の非浸透性で消毒効果が発揮できる素材であることが重要である。さらに手袋については使い捨てか、使用後に洗浄・消毒することが重要である。

② 家きん舎へのネズミ・野鳥等小動物侵入防止のための修繕

家きん舎周辺のウイルスがネズミ・野鳥等の小動物により持ち込まれる可能性は否定できないことから、侵入防止のため、壁や、特にクーリングパッド等の破損しやすい箇所の点検・修繕を行うことが重要である。また、集卵用のバーコンベアや除糞ベルトなど構造的に隙間を生じやすい箇所は、小動物のみならずネコ等の中型ほ乳類の侵入経路

ともなり得ることから、これらの動物の侵入防止対策を速やかに講じることが必要である。そのためにも、日々の飼養管理に当たる従業員が家きん舎内外をチェックする際、ネズミやネコなどの哺乳類の糞、歩行跡、断熱材のかじり跡や網の破損の有無、卵の食痕など野生動物侵入の痕跡を重点的に確認し、速やかに飼養衛生管理者に報告することが重要である。

③ 農場周辺及び農場内の水場への対策

多くの発生農場では、農場の近隣に野生の水鳥類が飛来する可能性がある池や川等の水域があり、飼養衛生管理区域内に水域が所在していた事例も確認された。家きん舎へのウイルスの侵入防止のためには、ウイルスを伝播する可能性がある野鳥や小動物等を飼養衛生管理区域に近寄らせないことが重要であることから、飼養衛生管理区域内を直ちに再確認し、不必要な水場があれば水を抜くこと、不可能であれば防鳥ネットを設置することが必要である。また、農場の周辺に位置するため池等の水域においては水抜きが困難であればテグス糸や忌避テープを張るといった取組を速やかに行うことが重要である。

2. 発生時の感染拡大防止措置

令和2年度は養鶏密集地域で続発し甚大な被害を生じた。一方で、本年は鹿児島県において同様に密集地域での発生が2例確認されたが、現時点では続発は見られていない。これは、農場からの早期通報に加え、殺処分作業時に実施された、粘着トラップの設置などのネズミの捕獲対策も拡大防止に寄与した可能性がある。このため、生産者・都道府県においては早期の通報に加え、発生時には防疫指針第7の1の(3)に規定する発生農場及び周囲農場における粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等を速やかかつ入念に行うことで、周辺農場への感染拡大防止に取り組むことが重要である。



畜舎（クーリングパッド）の嚙り跡



ロールカーテンの破損



鶏舎に通じる側溝の金網の隙間



集卵コンベア開口部



鶏糞搬出コンベア開口部



集卵コンベア開口部

飼養衛生管理基準項目26 ねずみ及び害虫の駆除



鶏舎天井の配管
(ネズミが通過したと思われる痕跡)

壁面のラットサイン

鶏舎内で捕獲されたネズミ



ネズミと思われる足跡



小動物のものと思われる糞

飼養衛生管理基準項目27「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」



鶏舎間(発生鶏舎横)の水場



農場内の木々、ネズミ等の隠れ場所となる物品

疫学調査時に確認された農場における症状



チアノーゼ



鶏冠チアノーゼを呈した死亡鶏



沈鬱



同一鶏舎内での死亡

発生農場の周囲で見られた注意すべき環境



農場周辺のため池のカモ類



農場上空のカラス